

大和市告示第187号

大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（平成19年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「一時扶助を除く」を削り、「昭和38年厚生労働省告示第158号」を「昭和38年厚生省告示第158号」に改める。

第3条第1号中「資産」を「家屋、家財等の資産（以下単に「資産」という。）」に改める。

第4条中「の規定」を「に規定する場合」に、「であって、実収入月額が基準生活費の115パーセント以上130パーセント未満の場合又は資産に30パーセントを超える損害を受けた」を「（以下「対象世帯」という。）が次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条後段中「一部負担金の」を「その」に、「次に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「115パーセント以上130パーセント未満」を「115.5パーセントを超え130パーセント以下」に改め、同号の表基準生活費に対する実収入月額の割合の欄中「115パーセント」を「115.5パーセント」に改め、同条第2号中「超える」を「超え70パーセント未満の」に改め、同号の表被害の程度の欄中「45パーセント未満」を「45パーセント以下」に、「60パーセント未満」を「60パーセント以下」に改める。

第5条中「第3条の規定に該当する世帯であって」を「対象世帯が」に改め、同条第1号中「当該世帯の」を削り、「115パーセント」を「115.5パーセント」に改め、同条第2号中「家屋、家財等の」を削る。

第6条を次のように改める。

（徴収猶予）

第6条 一部負担金の徴収猶予は、対象世帯が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときに該当する場合に行うことができる。ただし、その申請後、当該一部負担金を6月以内に納入できる見込みがある場合に限る。

- (1) 実収入月額が基準生活費の130パーセントを超える場合 当該疾病又は負傷に係る一部負担金の額（見込額を含む。次号において同じ。）が基準生活費に130パーセントを乗じて得た額を超えたとき。

(2) 実収入月額が基準生活費の130パーセントを超えない場合 基準生活費に115.5パーセントを乗じて得た額と当該疾病又は負傷に係る一部負担金の額とを合計した額が実収入月額を超えたとき。

第7条ただし書中「支払い」を「支払」に改める。

第8条第1項中「決定通知」を「決定」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「者は同項に規定する申請に際し」を「規定による申請（以下「減免等申請」という。）をする者は」に改める。

第9条第1項中「前条に規定する申請」を「減免等申請」に、「当該申請について厳正に審査して」を「その内容を審査して適否を」に改める。

第10条第1項中「減額、免除又は支払い猶予」を「減免等」に改め、「受けた」の次に「者がある」を加え、「本人」を「当該者」に改め、同条第2項中「当該被保険者」を「当該者」に、「減額等」を「減免等」に、「支払い」を「支払」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。